

原発事故時の避難計画に関する質問・要望書及び回答 (2014年7月24日訪問)

播磨町長 清水ひろ子様



福島第一原発事故から3年を経ても、いまなお事故の収束の見通しはたたず、汚染水は漏れ続け、事故は継続・拡大しています。そのうえ15万人もの方々が我家に帰ることもできず、不安な日々を過ごされています。このような状況にもかかわらず、国は原発の再稼働を進めています。川内原発の次に、高浜3・4号を再稼働させようとしています。

ご存じのように、5月21日に福井地方裁判所は、「大飯原発を運転してはならない」との判決を出しました。福島原発事故の被害の甚大さ、住民の苦悩を正面から受け止めた判決です。判決は、関西電力の地震想定や事故対策を厳しく批判し、大事故を防ぐことはできないと判断しています。さらに大事故が起これば、半径250kmまで被害がおよぶと認定しています。

福島原発事故後に初めて出された司法の判断を尊重してください。

3月27日に 関西広域連合から『原子力災害に係る広域避難ガイドライン』が公表されました。しかし、今回のガイドラインには「効率的汚染検査」の名の下、汚染検査（スクリーニング）の省略等々、住民の安全を守るという自治体本来の役割からはほど遠い驚くべき内容が示されています。このガイドラインは住民の安全をないがしろにするものです。

また、4月24日には兵庫県から『放射性物質拡散シミュレーション（県内全域）の結果について』が公表されました。播磨町の甲状腺等価線量の年間最大値（高浜・61.9mSv、大飯・41.9mSv）は乳児・幼児・妊産婦等にとっては、極めて危険な数値だと言わざるをえません。井戸知事は2月27日の兵庫県議会で、高浜原発で事故が起こった場合「神戸市にプルームが到達するのは、最短で2時間」と答弁しています。

このように、原発事故の避難計画は破綻しているとしか考えられません。

上記の内容をふまえ、以下の質問と要望を提出いたします。文書回答をお願いします。

【質問事項】

1. 避難元の伊根町との連絡・相談などについて

(1) 伊根町との連絡・相談はなされていますか。（どのようなかたちで、どの辺りまで）

(答) 兵庫県の調整会議・防災担当者の会議で2回顔合わせをした。2回目は播磨町での避難所のマッチングについて。その後、伊根町とは電話で数回「よろしく」という程度。調整会議は京都からの避難元市町と兵庫の東播磨地区3市2町（明石市・加古川市・高砂市・播磨町・稲美町）が出席。

[避難所の一人あたりのスペースは3.3平米としているが、通路・共有スペースは含まれていない。福祉エリアは考慮していない]

2. 播磨町が被ばく・被災した場合について

兵庫県が公開したシミュレーションでは、播磨町でも被ばくが予想されます(高浜・61.9mSv、大飯・41.9mSv)。

(1) 播磨町は、市が被ばく・被災の可能性のある場合に、避難受入(伊根町・800人)はできるのですか。

(答) 兵庫県のシミュレーションでは、高浜4基全てが事故を起こした場合など最も深刻なケースを想定している。確率は低い。被災した場合は町民を屋内退避させる必要がある。伊根町からの受け入れの是非については困難な状況が想定される。町内の状況では受け入れは困難になる。

(2) この点について、伊根町と話し合いはされていますか。

(答) 受け入れ先の避難所を決めているところにとどまっている。

(3) 播磨町では、安定ヨウ素剤の備蓄や配布・服用体制は検討されていますか。

兵庫県のシミュレーションを受けて、丹波市では市長の指示で対策などを早急に打ち出すと報じられています。篠山市や西脇市では備蓄が具体化しています。播磨町ではどうですか。

「丹波市防災対策室は、『最重要課題と位置づけ、具体的な検討に入るよう市長の指示を受けた。安定ヨウ素剤の保管、管理の方法を含め、早急に方針を打ち出したい』と話している」(4月27日丹波新聞)。

(答) 安定ヨウ素剤は、運用指針が示されていないので、備蓄するのは難しい状況にある。

(4) 播磨町が汚染された場合には、播磨町民の避難と若年層の健康の保障について、市民の避難等検討されていますか。

(答) 兵庫県から示される指針等で検討したい。

3. 要支援者の受け入れについて

播磨町は、災害時の「避難行動要支援者の避難支援体制の整備」に努められ、福祉避難所の指定を進められています。

(1) 原発事故時に避難されてくる要支援者の人数などは把握されていますか。

(答) 兵庫県の要請で、地域名・学校名・人数が示された段階で、要支援者の人数などは聞いていない。

(2) 要支援者への配慮や福祉避難所等での受け入れについて具体化できていますか。

(答) 人数の関係もあるが、具体化出来ていない。

4. 避難中継所(30km圏外)等について

(1) 避難中継所(30km圏外)はどこですか。

(答) 避難元が決めることになっている。現在は示されていない。

(2) 避難中継所から避難所までの移動手段はバスとなっていますが、バス会社との連携は進んでいますか。(伊根町12地域→市内5施設[播磨町中央公民館、東部コミュニティセンタ

一、南部コミュニティセンター、西部コミュニティセンター、野添コミュニティセンター]へ800人。主な避難経路、国道178号→国道176号→与謝天橋立IC→宮津与謝道路→綾部JCT→舞鶴若狭道→吉川JCT→中国道→神戸三田IC→六甲北有料道路→神戸北IC→山陽道→三木小野IC→国道175号→県道513号→県道381号→県道382号)

(答) 避難中継所からのバスは避難元・避難先の府県が確保することになっているので、町としては調整していない。

(3) 「車両一時保管場所」は決まっていますか。

(答) 播磨町内では決まっていない。せまいので場所がない。このことは県にも伝えた。

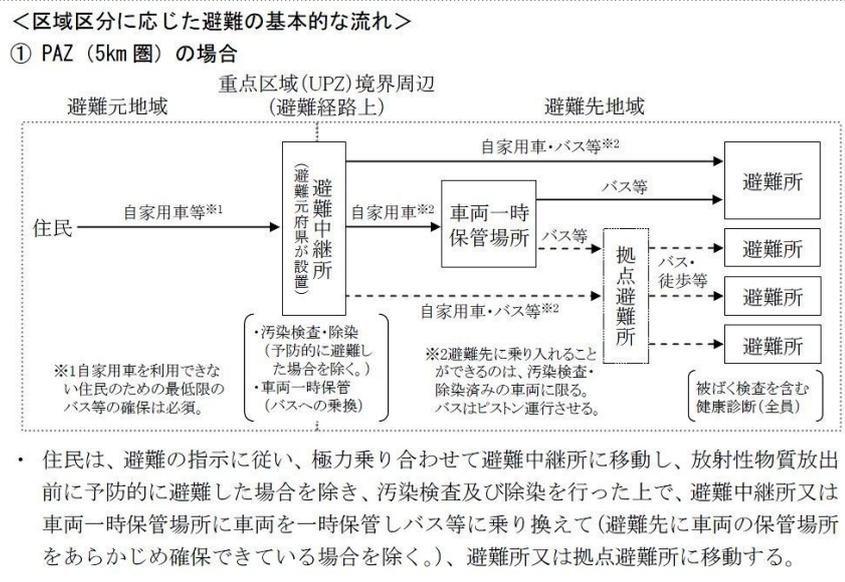
5. 汚染検査（スクリーニング）と除染の省略等について

規制庁の指導によって関西広域連合は、汚染検査（スクリーニング）や除染の「効率化」と称して下記のような方策を示しています。（『原子力災害に係る広域避難ガイドライン』関西広域連合2014年3月27日21頁）。

- 放射能放出前に避難した場合は、汚染検査を省略することができる。
- 車両の汚染が基準値^{※1}以下の場合、人の汚染検査は省略。除染は車両も人もなし。
- 車両の汚染が基準値以上の場合、（バスや乗用車の）乗員の中で「同様の避難行動をとった集団ごとに代表者」のみに汚染検査を行う。
代表者の汚染が基準値以下の場合、集団全員を同様と見なす。除染は車両のみ。

(1) このような汚染検査や除染の省略等では、避難する個々人の早期被ばくの確認もできず安全を守ることにはできません。また汚染の拡大防止もできません。これらを考慮すれば、汚染検査・除染の省略等は認められないのではないですか。

(答) 関西広域連合の広域避難ガイドラインで示されている運用基準は充分でないという印象は否めない。汚染の拡大を懸念している。適切な対応が取られるよう兵庫県に求めている。



関西広域連合 3月27日ガイドライン

^{※1} 基準値はO I L 4に基づき表面汚染密度 120 Bq/cm² (40,000cpm)。
福島原発事故翌日は 40Bq/cm² (13,000cpm : 小児の甲状腺等価線量 100mSv に相当)

6. 汚染検査の基準 120 Bq/cm² (40,000cpm) について

- この値は小児の甲状腺等価線量 300mSv に相当し、安定ヨウ素剤服用基準 50 mSv の6倍です。
- また、法令^{※2}で定められている「放射線管理区域外に物を持ち出す基準」4 Bq/cm²以下の30倍です。

(1) このような基準では、避難する子どもや住民の汚染・被ばくの早期発見と安全確保、及び避難先である播磨町への汚染拡大を防止することができないのではないですか。

このままでは、避難計画は被ばく計画となってしまうのではないですか。

(答) ガイドラインの汚染検査基準は充分でないと考える。

7. スクリーニング機材等について

5月20日の福島みずほ議員へのレクで、規制庁は、4月16日の道府県会議を踏まえて、各避難所でスクリーニングを実施する必要性について検討していると述べました。

(1) 播磨町として、スクリーニング機材（サーベイメーター等）、放射能防護機材（ポケット線量計、防護マスク、防護服等）、除染機材（高圧洗浄機等）の準備を考えていますか。

(答) 機材の購入・保管は検討していない。費用など関係機関と相談しなければならない。

(2) 4月16日の規制庁の文書は入手されていますか。まだの場合は、県に求めてください。

(答) 入手していない。

8. 安全な水の確保・配布方法等について

播磨町の水道は、水源の90%が地下水ですが、兵庫県宮広域用水供給事業の受水（篠山市の川代ダム－大川瀬ダム－神戸市の呑土ダム－神出浄水場）によってもまかなわれています。兵庫県が行った新シミュレーションでその水源域が広く汚染される可能性があります。汚染が広がった場合、

(1) そのような場合の安全な水の確保・配布方法等は決まっていますか。

(答) 短期的には第三浄水場の貯水を使う。水源の汚染対応までは決まっていない。

9. 兵庫県のシミュレーション等について

兵庫県は、4月24日に新たなシミュレーションを公表しました。プルーム到達時間の予測や避難時間推計は、避難計画の基礎的データ、公開される必要があります。

(1) 兵庫県の新たなシミュレーションについて、昨年との違いなどの説明はありましたか。

(答) 昨年は県内4ヶ所だったが、今年は県内各市町の被ばく予測数値が示された。屋内退避の関連数値の影響で被ばく量が減少しているとのこと。

(2) 新シミュレーションでは、播磨町にプルームが到達する最短時間は何時間になるのか、兵庫県に確認されていますか。

(答) 時間の計算はされておらず、分からない。

^{※2} 電離放射線障害防止規則 3条・31条・32条など
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47F04101000041.html>

(3) 伊根町から播磨町まで避難に要する避難時間推計を把握されていますか。

(答) 交通の混乱や汚染検査にかかる時間が見込めないため、避難時間の推計はできていない。
通常であれば、伊根町から播磨町まで3時間強。

10. 複合災害について

(1) 避難計画では、原発事故と地震・津波などの「複合災害」は考慮されていません。考慮すべきではないですか。

(答) 福島原発事故の例からも、考慮すべき。

【要望事項】

1. 関西広域連合や規制庁が進める汚染検査・除染の省略では、住民の安全を守ることはできず、避難先への汚染拡大を防止することもできません。そのため、汚染検査・除染の省略等に反対を表明してください。
2. 播磨町が被ばく・被災する場合は、避難受け入れはできないと表明してください。
3. 住民の命と安全を守る避難計画ができない状況では、高浜原発、大飯原発の再稼働は認められないと表明してください。
4. 福井地裁は、大飯原発3・4号の運転差し止め判決を出し、住民が勝訴しました。判決では、関西電力の地震想定や事故対策では大事故を防ぐことはできないことが明確に示されています。判決内容を読まれ、司法の判断を尊重し、大飯・高浜原発の再稼働に反対してください。

(答) チェルノブイリ原発や福島原発で起きたような原子力事故が発生すると、広範囲に甚大な放射能災害をもたらし、長期間に渡って、放射能の脅威にさらされる。原子力災害発生のシミュレーションは充分でなく、対策を講じることも容易ではない。広く住民の理解を得られるエネルギー政策の下、環境に配慮した低廉で安全かつ安定した電力・エネルギー供給体制が構築されるよう国に求めていきたい。

[議論の中では、1・2番については基本的に認めるが、再稼働については小さな町が発言するようなことではなく難しいということだった]

【PS】 市当局による正式回答は、後日文書で提出してもらうこととなった。

2014年7月24日

避難計画を案ずる関西市民有志の会／脱原発はりまアクションの会

連絡先: 美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3F TEL06-6367-6580 FAX06-6367-6581